

## 医科学研究支援部門利用者会及び動物実験世話人会に関する申合せ

医科学研究支援部門長決裁

- 1 医科学研究支援部門の円滑な運営と研究支援の向上を目的に、医科学研究支援部門利用者会及び動物実験世話人会を設置する。
- 2 医科学研究支援部門長は、年に1度、医科学研究支援部門の機器ならびに受託業務を利用している講座等に、医科学研究支援部門利用者会世話人を1名届け出るように依頼するものとする。
- 3 医科学研究支援部門利用者会世話人は、原則として当該講座等における医科学研究支援部門の機器利用ならびに受託業務依頼内容について状況を把握している助教以上の者であること。
- 4 医科学研究支援部門利用者会世話人は、医科学研究支援部門の機器ならびに受託業務等について、医科学研究支援部門と当該講座等との間の連絡や調整を行う。
- 5 医科学研究支援部門長は、年に1度、動物実験施設を利用している講座等に、動物実験世話人を1名届け出るように依頼するものとする。動物実験世話人は医科学研究支援部門利用者会世話人を兼任できる。
- 6 動物実験世話人は、原則として当該講座等の動物実験及び実験動物について状況を把握している助教以上の者であること。
- 7 動物実験世話人は、動物実験及び実験動物について医科学研究支援部門動物実験施設と当該講座等との間の連絡や調整を行う。
- 8 医科学研究支援部門長は、医科学研究支援部門の諸問題に対応するために、必要に応じて医科学研究支援部門利用者会および動物実験世話人会を招集する。

### 附 則

この申合せは、令和4年4月1日から施行する。